

ご意見・ご提案		受付年月日	令和4年10月11日
件名	保育所の退所について		
内容	<p>浅口市では産休、育休中に3歳児未満は退所しないといけないと聞きました。他市では退所しなくていいところもあります。出産後は心身ともに疲労が強い上に、小さい兄弟の家庭保育をするとなるとかなりの負担です。また、仲良くなったお友達とお別れすることになり、子どもへのストレスにも繋がると思います。浅口市でも退所しなくて済む支援をお願いします。</p>		
回答		回答年月日	令和4年10月25日
担当部課	教育委員会事務局 こども未来課		
内容	<p>浅口市では下記のとおり育児休業中の継続利用を認めています。</p> <p>●利用対象者（次の要件を全て満たす方）</p> <p>①育児休業開始前に保育所を利用している児童で、発達上環境の変化が好ましくないとと思われる場合。</p> <p>②保護者の育児休業中も就労先と雇用契約が継続していて、育児休業終了後に復職することが決まっている場合。</p> <p>●継続利用が可能な期間</p> <p>①在園する児童が0歳から2歳児の場合</p> <p>育児休業の対象となる子どもの出産日から起算して1年を経過する日の属する月の末日まで。</p> <p>ただし、育児休業の対象となる子どもが保育所の利用申込みをしたにもかかわらず、利用できる保育所がないときは、その年度の3月末日まで継続利用が可能。</p> <p>②在園する児童が3歳から5歳児の場合</p> <p>小学校就学の始期に達するまで。</p> <p>現在はこのような制度となっています。</p>		